

鹿児島市営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 業務名

鹿児島市営住宅退去者滞納家賃等回収業務

2 業務の目的

市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料（以下「家賃等」という）を滞納したまま退去した者に対する徴収強化を図るため、退去滞納者に対する滞納家賃等回収業務について、企画提案競技により発注先を選定するために必要な事項を定める。

3 業務の概要

(1) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

(2) 業務期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

(3) 委託料（成功報酬率）

回収実績金額の30%（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(4) 予算額

1,062千円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

4 参加資格

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本告示の日以後において、鹿児島市から契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本告示の日以後において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本告示の日において、納期の到来している市区町村税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (7) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
- (8) 弁護士法第57条第2項第2号から第4号に規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。

- (9) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定する I S M S 適合性評価制度認証を取得しているものであること。

5 参加の申込み

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を各 1 部提出すること。

- ア 企画提案競技参加申込書（様式第 1）
- イ 応募者概要（様式第 2）
- ウ 弁護士会に所属していることの証明書
- エ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第 4 号）
- オ 納期の到来している鹿児島市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている場合を除く。鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市町村税）を完納していること。
- カ 法人の場合は、法人登記簿謄本又は商業登記簿謄本（提出日前 3 月以内に発行されたもの。写し可）
- キ 個人の場合は身分証明書
- ク 印鑑証明書（提出日前 3 月以内に発行されたもの。写し可）
- ケ 直近 1 期分の財務諸表類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）の写し

(2) 受付期間

本告示の日から 4 月 19 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留に限る）

郵送の場合は受付時間までに必着とし、送付した旨を電話で連絡すること。なお、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(5) 提出場所及び問い合わせ先

〒 8 9 2 - 8 6 7 7

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市建設局建築部住宅課住宅管理係（東別館 4 階）

電話 0 9 9 - 2 1 6 - 1 3 6 2

メール juta-kanri@city.kagoshima.lg.jp

6 企画提案競技に関する質問の受け付け及び回答

(1) 受付期間

「5 参加の申込み」（2）に同じ

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。

(3) 提出先

メール juta-kanri@city.kagoshima.lg.jp

(4) 回答

令和6年4月24日（水）までに、質問者及び参加者全員に電子メールで行うこととする。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

※正本の表紙には、所在地、商号又は名称、代表者名を記入し、押印すること。

※副本には、企業名、所在地、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

(3) 提出期限

令和6年5月7日（火）午後5時15分まで（期限厳守）

(4) 提出方法

「5 参加の申込み」（4）に同じ

(5) 提出場所

「5 参加の申込み」（5）に同じ

(6) 内容確認

企画提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に対し質問を行いますので、回答の提出をすること。

9 委託業者の選定方法と企画提案に係る留意事項

(1) 選定方法

委託業者の選定は、市営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託契約業者選定委員会が評価項目に基づき審査し、最優秀提案者を選定する。ただし、提出された提案が成功報酬の上限を上回った場合は、提案者を最優秀提案者を選定しない。

(2) 企画提案に係る留意事項

ア 企画提案書等は、提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めない。

イ 虚偽の内容を記載した企画提案書等は、無効とする。

ウ 匿名審査を行うため、企画提案書（副本）において、提案者が判明できる内容の記載をしないこと。

エ 予算額の上限を超える企画提案書等は、無効とする。

オ 企画提案書等は、「11 審査項目」に沿った構成とすること。

カ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。

キ 提出された企画提案書は、返却しない。

ク 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

ケ 企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、企画提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

コ 企画提案書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

10 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出したすべての提案者に文書で通知し、評価は記載しない。
なお、選定結果に対する質問や異議の申立ては一切認めない。

11 審査項目

評価項目	配点
1 業務実施方針	10
①本業務に対する基本方針について	
2 業務実施手法	40
①回収方法の妥当性	
②目標回収率とその算出根拠	
③回収金の収納と保管	
④債務者の所在確認や接触方法	
⑤相談や苦情等への対応	
⑥自主提案業務	
3 業務実施体制	20
①本業務に係る担当者の体制や業務内容	
4 取引の状況	10
①他の公共団体等との類似業務の受注状況	
②取引実績件数	
5 個人情報保護の体制	10
①個人情報保護に対する取組体制	
②個人情報保護に関する各種認証の取得状況	
6 成功報酬率	10
①成功報酬率について	

12 実施スケジュール

4月 9日	告示、企画提案募集開始
19日	企画提案競技参加申込等提出期限、質問受付期限
24日	質問回答期限
5月 1日	参加資格申請審査結果通知
7日	企画提案書提出期限
5月 中旬	業者選定委員会（審査）